

学校法人美作学園法人役員・評議員報酬規程

第1条 この規程は学校法人美作学園の役員・評議員に報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程の報酬は年間報酬として別表1のとおりとする。
ただし、理事長の報酬については、12カ月で除し月報酬とすることができる。

第3条 在任期間が1カ年未満の場合は、第2条に定める額を12カ月で除し在任月数を乗じたものとする。

別 表 1

	法人役員・評議員年間報酬表				
法人役員等	理事長	常勤理事	非常勤理事	監 事	評議員
年間報酬額	100,000 円	50,000 円	80,000 円	80,000 円	15,000 円 30,000 円 ※

※2025年4月1日改正の寄附行為第二十八条第1項第一号により選任された評議員（法人職員）の年間報酬は15,000円とし、同条項第二号（同窓生）、同条項第三号（学識経験者）の評議員は30,000円とする。

附則 この規程は平成6年12月20日より実施する。
この規程の一部を改正し、平成7年4月17日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、平成19年11月24日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、平成31年4月1日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、2025年度定時評議員会終了後（2025年5月28日）から実施する。